

インド法人株式の移管に伴い生じ得る受贈益課税について

October 2022

In brief

日本の企業グループでは、近年、事業ポートフォリオの見直しによるグローバル事業のカーブアウト、M&A 後の経営統合やグループ内での組織再編、ジョイントベンチャー(JV)の解消などに伴いインド子会社株式の移管が行われるケースが増加しています。この場合、再編の手法としては、インド法人株式の譲渡だけではなく、会社分割によるインド事業のカーブアウトや現物出資によりインド法人株式の移管が行われる場合も想定されます。

インド法人株式が移管される場合、一般的には譲渡者における譲渡益課税が問題となります。インド税法上は、株式取得価額が税法規定に従って計算された価額より低額となる場合、株式の取得者側において受贈益課税が行われる場合があります。特に現物出資や会社分割など、日本での組織再編に伴い株式対価でインド法人株式の移管が行われた際に受贈益課税が問題となるケースが散見されます。

本ニュースレターでは、日本の企業グループが行う組織再編に際してインド法人株式が移転される際に、インド子会社株式の取得者に生じ得るインドでの受贈益課税の概要について解説します。

In detail

1. インド子会社株式の現金対価による譲渡に基づくインドでの受贈益課税の概要

日本法人がインド子会社株式を現金対価で譲渡した場合、インド税法上、株式譲渡者において、株式譲渡額が対象株式の取得価額を上回る場合のその差額に対して、株式譲渡益課税が生じます。譲渡益課税に係る適用税率は下表のとおりです。なお、当該譲渡益課税相当額は、株式取得者が源泉徴収方式によりインド税務当局に納税する必要があります。

対象資産	株式保有期間	適用税率
短期保有株式	24カ月以下	基本税率 40%+付加税
長期保有株式	24カ月超	基本税率 10%+付加税

一方、インド税法¹上の規定に従って算定された修正純資産簿価(Net Adjusted Book Value、以後 NAV)²と株式取得者における株式取得価額を比較し、NAV が株式取得価額を上回る場合には、株式取得者がインド法人株式を低廉価額で取得したとみなされ、差額が税務上の受贈益として課税が生じます。当該受贈

¹ Rule 11UA of Income-tax Rules, 1962

² NAV は、譲渡対象となるインド法人の資産および負債の簿価を基礎として計算されますが、不動産や株式等一定の資産については時価評価が必要となります。一般的な時価純資産法とは異なる評価方法なので留意が必要です。

益は、インド税法上「その他所得(Other income)」という所得区分に分類され、インド法人株式取得者に適用される法人税率³に基づいて課税が生じます。

なお、株式取得者がインドとの間で租税条約を締結している国の居住者である場合は、租税条約上の取扱いについても別途検討が必要となります。

2. 適格組織再編に伴いインド法人株式が移管される場合のインドでの受贈益課税

(1) 適格現物出資によりインド法人株式が移管される場合

日本法人が、インド法人株式を現物出資対象資産として現物出資により移管する場合、インド税法上は現物出資に係る特別規定が存在しないことから、受贈益課税規定の対象となります。

現物出資が本邦税務上の適格現物出資に該当する場合、インド法人株式は譲渡者における税務簿価により被現物出資法人に移管されたものとして取り扱われます。このため、被現物出資法人では、インドでの受贈益課税の適用有無の検討にあたり、被現物出資法人が譲り受けたインド法人株式の簿価と NAV を比較することとなります。1.の現金対価での株式譲渡の場合と比較すると、被現物出資法人でのインド法人株式の取得価額は時価評価に基づく取得価額ではないことから、インド法人株式の取得価額が NAV 以下となる可能性が相対的に高まり、被現物出資法人において受贈益課税の適用可能性が高まると考えられますので留意が必要です。

なお、内国法人が 25%以上保有する外国法人株式を対象として現物出資を行う場合は、被現物出資法人が外国法人の場合であっても他の適格要件を充足できれば適格現物出資の適用を受けることができます。この場合、被現物出資法人がインドとの間で租税条約を締結している国の居住者である場合は、受贈益課税の適用有無の検討にあたり、租税条約上の取扱いについても別途検討が必要となります。

(2) 適格分割によりインド法人株式が移管される場合

日本法人が、インド法人株式を分割対象資産として会社分割により移管する場合も、分割承継法人における受贈益課税の適用可能性についての検討が必要となります。

会社分割が本邦税務上の適格分割に該当する場合、インド法人株式は分割法人における税務簿価により分割承継法人に移管されたものとして取り扱われます。したがって、2.(1)の現物出資のケースと同様に、分割承継法人では、インドでの受贈益課税の適用有無の検討にあたり、分割法人が譲り受けたインド法人株式の簿価と NAV を比較することとなります。分割承継法人におけるインド法人株式の取得価額は時価評価に基づく取得価額ではないことから、インド法人株式の取得価額が NAV 以下となる可能性が相対的に高まり、分割承継法人において受贈益課税の適用可能性が高まると考えられますので留意が必要です。

なお、分割承継法人がインドとの間で租税条約を締結している国の居住者である場合は、租税条約上の取扱いについても別途検討が必要となります。

The takeaway

インド法人株式の移管に係る課税関係について検討する場合、譲渡者における譲渡益課税の適用可能性については検討しているものの、インド法人株式の譲受者に適用される受贈益課税については、検討対象論点から漏れるケースがあります。特に、本邦税務上適格組織再編税制の適用を受けて株式対価でインド法人株式を移管する場合には、簿価により株式の移管が行われたとして受贈益課税の適用可能性が高まりますので留意が必要と考えられます。

³ 法人税率は基本税率と付加税から構成されます。基本税率は会社区分により異なり、内国法人か外国法人か、また内国法人の場合は年間総収入額や特例の適用の有無等により適用税率が異なります。本ニュースレター執筆時点で、基本税率は、内国法人の場合 15%から 30%、外国法人の場合一律で 40%となっています。

なお、受贈益課税の適用可能性の検討にあたっては、インド税法上で特別に規定された株式評価、すなわち、譲渡対象となるインド法人の資産および負債の簿価を基礎として一定の資産の時価評価を加味した修正純資産簿価の算定が必要となる点にも留意が必要です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
山岸 哲也

パートナー
清宮 陽二

シニアマネージャー
横山 義晃

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 327,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.